

とっとり生物多様性ネットワーク設置要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、とっとり生物多様性ネットワーク（以下「本ネットワーク」という）の設置等に関し、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 本ネットワークは、県民、団体、事業者及び行政等の生物多様性に関わる様々な主体が、情報を共有し、互いに連携・協力して生物多様性保全等の活動に取り組むことを目的とする。

(活動)

第3条 本ネットワークでは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 生物多様性の保全に関する活動
- (2) 自然観察会等の生物多様性保全の普及啓発に関する活動
- (3) その他生物多様性に関する必要な活動

(とっとり生物多様性推進センターの役割)

第4条 とっとり生物多様性推進センターは、本ネットワークにおいて次の各号に掲げる役割を担う。

- (1) 生物多様性保全に係る鳥取県の支援事業やイベントに関する情報の提供・発信
- (2) 会員間の相互交流の機会の創出
- (3) 各会員が行う取組に関する情報の提供・発信
- (4) 各会員からの要請に応じて行う専門家等の派遣
- (5) その他第2条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本ネットワークの会員は、鳥取県内で生物多様性の保全及び普及啓発に関する活動に取り組む者であって、第2条の目的に賛同し、第6条の手続きを行った団体、個人とする。

(会員登録)

第6条 本ネットワークに参加しようとする団体、個人は、登録申込書（様式第1号）を本ネットワークの事務局に提出すること。

2 事務局長は、前項により登録申込みがあった場合は、その内容を審査し、会員登録を行うものとする。

(会員の役割)

第7条 会員は、活動情報の提供・発信、活動に係る会員間の相互協力に努めること。

(変更・退会)

第8条 会員は、第6条第1項の登録申込書の記載事項に変更があったときは、速やかに変更届（様式第2号）を事務局に提出すること。

2 本ネットワークを退会しようとする会員は、退会届（様式第3号）を事務局に提出すること。

(公表)

第9条 事務局長は、会員が希望した場合、第6条第2項により登録した情報を、県ホームページに掲載し、公表することができる。

(登録の取り消し)

第10条 事務局長は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 会員から退会届(様式第3号)が提出されとき。
- (2) その他会員として適当でないと認められたとき。

(事務局)

第11条 事務局はとっとり生物多様性推進センター(鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課内)に置くものとする。

2 事務局長は、生活環境部自然共生社会局自然共生課長の職にある者をもって充てる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営等に関して必要な事項は、事務局において定める。

附則 本規約は令和8年6月23日に制定され、同日より施行する。

年 月 日

とっとり生物多様性推進センター 事務局長 宛

申請者 団体名

代表者氏名

登 録 申 込 書

とっとり生物多様性ネットワーク設置要綱第6条の規定に基づき、とっとり生物多様性ネットワークへの登録について、下記のとおり申込みます。

記

団 体 等 名 ※ (代表者役職・氏名)	()
所 在 地	(〒 -)
H P ア ド レ ス	
担 当 者 所 属 ・ 役 職 ・ 氏 名	
連 絡 先	電話 FAX Eメール
活 動 概 要 ※	
県ホームページへの掲載 希 望	希 望 (する / しない) いずれかに○を記載して下さい。

(注) 個人で登録した会員の情報については公表しません。

表中の※印の項目が公表対象となります。

第2号様式（第8条第1項関係）

年 月 日

とっとり生物多様性推進センター 事務局長 宛

申請者 団体名

代表者氏名

変 更 届

とっとり生物多様性ネットワーク設置要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更を届け出ます。

記

変更する項目	変更内容

第3号様式（第8条第2項関係）

年 月 日

とっとり生物多様性推進センター 事務局長 宛

申請者 団体名

代表者氏名

退 会 届

とっとり生物多様性ネットワークを退会したいので、とっとり生物多様性ネットワーク設置要綱第8条第2項の規定に基づき届け出ます。